

「自然再生基本方針」の 見直しに関する検討

令和5年12月

「自然再生基本方針」の見直しについて(概要)

「自然再生基本方針」とは

- ・「自然再生基本方針」は、自然再生推進法(平成14年法律第148号)第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するために政府が策定する基本方針です。
- ・おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、平成15年の策定以降、これまで3回の見直しが行われています(平成20年、26年、令和元年)。
- ・前回見直し(令和元年)より来年で5年が経過することから、国際的な潮流や国内の動向、自然再生事業の実施状況等を踏まえ、令和6年度に見直しを行うことを検討しています。

見直しに向けた検討事項

- ① 国際的な潮流や国内の動向への対応
 - ✓ 国際的な潮流等の自然再生への反映
(国連生態系回復の10年、
昆明・モンリオール生物多様性枠組等)
 - ✓ 新たな施策の追加や法律等の制定・改正への対応
(生物多様性国家戦略2023-2030等)
- ② 自然再生事業の実施状況等を踏まえた対応
 - ✓ 法定協議会・法定外協議会における取組み状況の把握

本会議にてご意見頂きたいこと

- ・ 見直しに向けた検討事項(①、②)について
(追加すべき観点等)
- ・ 現行の基本方針に盛り込むべき事項について
(追記すべきこと、拡充すべきこと等)
- ・ その他、検討すべき事項など

本日は、見直しを進めるに当たり
以上の観点から「論点」等を整理頂きたい

目次

1. 「自然再生基本方針」の見直しの経緯とスケジュール
2. 見直しに向けた検討事項
 - 2-1. 国際的な潮流や国内の動向への対応
 - 2-2. 自然再生事業の実施状況等を踏まえた対応

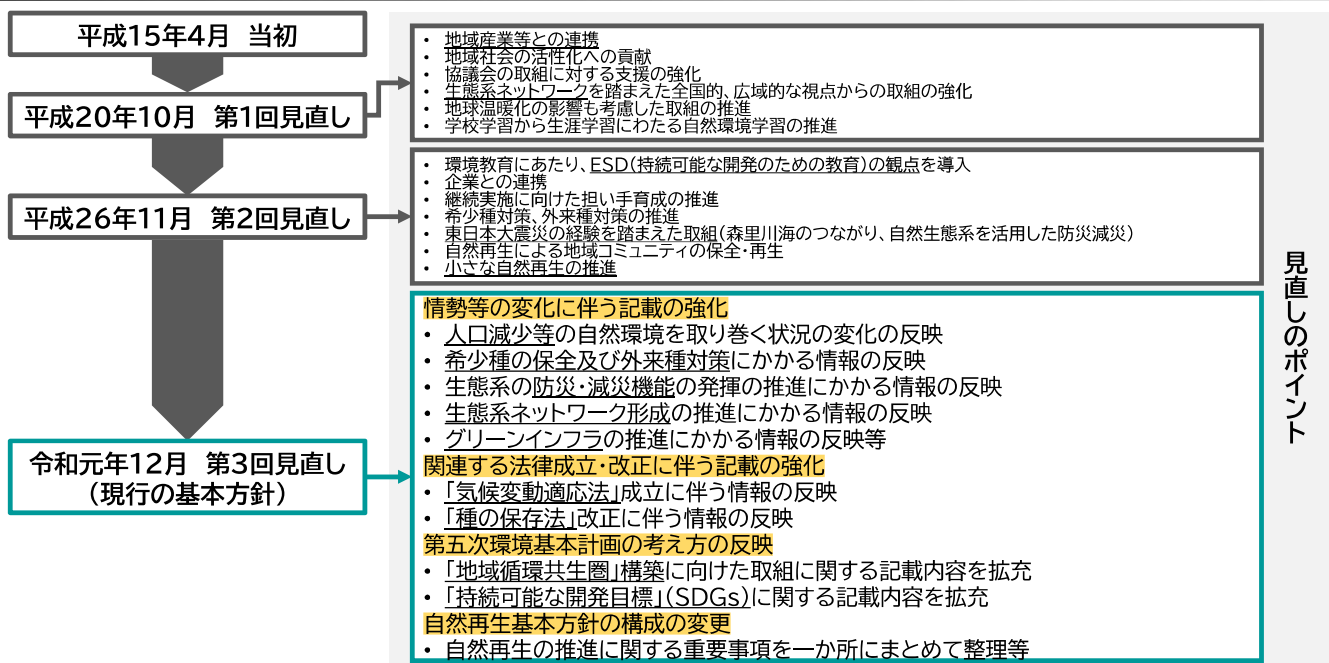
1. 自然再生基本方針見直しの 経緯とスケジュール

自然再生基本方針見直しの経緯



- 自然再生基本方針（以下「基本方針」という。）は、**自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うもの**とされる。（自然再生推進法（以下「推進法」という。） 第七条第6項）
 - これまで、国際的な潮流や国内の動向、進捗状況等を踏まえ、見直しが行われてきた。
- **現行の基本方針は、令和元年度に閣議決定した「第3回見直し」**である。

これまでの基本方針見直しのポイント



現行の基本方針(第3回見直し) …各記載内容は参考資料1参照

目次

1 自然再生の推進に関する基本的方向

- (1) わが国の自然環境を取り巻く状況
- (2) 自然再生の方向性
 - ア 自然再生事業の対象
 - イ 地域の多様な主体の参加と連携
 - ウ 科学的知見に基づく実施
 - エ 順応的な進め方
 - オ 自然再生の継続実施
 - カ 自然再生後の自然環境の扱い
 - キ 自然再生の役割
 - ク その他自然再生の実施に必要な事項

2 自然再生協議会に関する基本的事項

- (1) 協議会の組織化
- (2) 協議会の運営

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

- (1) 科学的な調査及びその評価の方法
- (2) 全体構想の内容
- (3) 実施計画の内容
- (4) 情報の公開
- (5) 全体構想及び実施計画の見直し

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

- (1) 自然環境学習への活用の重要性
- (2) 実地に学ぶ場としての活用
- (3) 人材の育成
- (4) 持続可能な開発のための教育(ESD)
- (5) 自然環境学習プログラムの整備
- (6) 情報の共有と提供

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

- (1) 国・地方公共団体等の役割
 - ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議
 - イ 調査研究の推進
 - ウ 情報の収集と提供
 - エ 普及啓発
 - オ 協議会の支援
- (2) 自然再生の推進に関する重要事項
 - ア 地域循環共生圏の構築の取組
 - イ 地域の産業と連携した取組
 - ウ SDGs達成に向けた取組
 - エ 気候変動対策の取組
 - オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生力生態系ネットワークの形成
 - キ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策
 - ク 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進
 - ケ 小さな自然再生の推進

- 5つの事項に沿って、内容が記載されている(推進法 第七条第2項)
- 「自然再生協議会に関する基本的事項」等が記載されており、法に基づく「自然再生協議会(以下「法定協議会」という。))が参考にする

基本方針の見直しに向けたスケジュール(予定)

主務省庁の作業

R4年度

- 自然再生基本方針の見直しに向けた検討
- 見直しに向けた検討項目の洗い出し

R5.10月~12月

- 生物多様性国家戦略から項目抽出
- 自然再生基本方針・論点案の作成
- 関係団体との意見交換会の実施

R5.11月~12月

- 意見交換会結果を踏まえた論点案の修正

R5.12月~R6.2月

- 自然再生専門家会議の意見を踏まえた論点の設定
- 自然再生基本方針(案)の作成

R6年度

- 自然再生基本方針(案)の作成
- パブリックコメント
- パブリックコメントを踏まえた変更案修正

自然再生専門家会議等

意見交換会

- 法定外協議会(R5.10/31, 11/2)
- 環境NGO等の団体(R5.11/1)
- 法定協議会(R5.11/8) ※他、アンケートも実施
- 日本学術会議分科会(調整中)

- R5年度自然再生専門家会議 (R5.12/4) 本日
- ・基本方針変更案に関する議論

← ○ 自然再生専門家会議

← ○ 自然再生推進会議



自然再生基本方針見直しの閣議決定(R6年度中)

見直しに向けた作業内容

見直しに向けた検討事項

- 国際的な潮流や国内の動向への対応(後記2-1)
- 自然再生事業の実施状況等を踏まえた対応(後記2-2) 等

意見聴取(法定協議会/法定外協議会/環境NGO等の団体) ※参考資料2参照

基本方針見直しに向けた論点(ポイント)の整理

基本方針見直し

論点を踏まえた 項目の追加、書きぶりの変更 等

本日説明

8

2. 見直しに向けた検討事項

2-1.国際的な潮流や国内の動向への対応

2-2.自然再生事業の実施状況等を踏まえた対応

9

2. 見直しに向けた検討事項

2-1. 国際的な潮流や国内の動向への対応

10

2-1. 国際的な潮流や国内の動向への対応

前回見直し以降の主な国際的な潮流や国内の動向

1/3

テーマ	国外	国内	
	条約・目標等	法令・計画等 ※括弧内:策定・改定等の年月	自然再生に関する主な視点等
生物多様性 全般	<ul style="list-style-type: none"> 国連生態系回復の10年(2021~2030) *2019年国連総会で採択 昆明・モントリオール生物多様性枠組 *2022年CBDCOPで採択 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略 2023-2030(R5.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 劣化した生態系の再生、30by30、OECD・自然共生サイト等 自然を活用した社会課題の解決(NbS等) ネイチャーポジティブ経済の実現(ビジネスにおける生物多様性保全(ESG金融・TNFD)等) 一人一人の行動変容 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の促進 等
気候変動 対策	<ul style="list-style-type: none"> パリ協定 *2015年COPで採択 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動適応計画(R5.5) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(R3.10) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(R3.6) 等 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラル 脱炭素社会等

11

前回見直し以降の主な国際的な潮流や国内の動向

テーマ	国外	国内	
	条約・目標等	法令・計画等 ※括弧内:策定・改定等の年月	自然再生に関する主な視点等
国土の利用	—	<ul style="list-style-type: none"> 国土形成計画(R5.7) グリーンインフラ推進戦略(R5.9) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性と人間の健康
農林水産	—	<ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村基本計画(R2.3) みどりの食料システム戦略(R3.5) 農林水産省生物多様性戦略(R5.3) 森林・林業基本計画(R3.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 持続的な農林水産業の推進 農山漁村が育む自然の恵みを生かし環境と経済をともに循環・向上 多様な森林整備の推進 等

前回見直し以降の主な国際的な潮流や国内の動向

テーマ	国外	国内	
	条約・目標等	法令・計画等 ※括弧内:策定・改定等の年月	自然再生に関する主な視点等
教育・人材育成(自然環境学習)	—	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領(H29・30・31)※実施はR2・3・4 STEAM教育 	<ul style="list-style-type: none"> 主体的・対話的で深い学び カリキュラム・マネジメントの確立 教科横断的な教育 等
	—	<ul style="list-style-type: none"> まち・ひと・しごと創生総合戦略(R2.12) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係人口の創出・拡大 等
	<ul style="list-style-type: none"> ESD for 2030 *2019年ユネスコ総会及び国連総会で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ESD国内実施計画(R3.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ESD
その他	<ul style="list-style-type: none"> SDGs *2015年国連サミットで採択 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(R1.12) 	<ul style="list-style-type: none"> SDGs

2-1. 国際的な潮流や国内の動向への対応

事務局提案・着眼点

劣化した生態系の再生

【世界的なスローガン】国連生態系回復の10年

2050年の長期目標のため、国連総会が宣言した2020～2030年の期間

世界の目標 昆明・モンリオール生物多様性枠組 2030年ターゲット

目標2:自然再生 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く。

検討

国内の計画 生物多様性国家戦略2023-2030

行動目標1-2

土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

* 目標の進捗を確認する指標として、「自然再生推進法の取組箇所面積」等が設定されている

対応

14

2-1. 国際的な潮流や国内の動向への対応

事務局提案・着眼点

自然共生サイト

- ・ ネイチャーポジティブの実現に向け、民間等による取組を促進することが重要。
- ・ 環境省では今年度より、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域(森林、里地里山、都市の緑地、沿岸域等)を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始。
- ・ 令和5年10月、初めての大臣認定となる122か所を決定。「令和5年中に100か所以上の認定」を目標としていたが、多くの民間企業等から強い関心が示され、1回目の認定で達成。
- ・ 自然共生サイト等のネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、本年度中の国会提出を視野に入れて民間等による自主的取組を認定する法制度を検討。
- ・ あわせて、認定促進等のためのインセンティブとして、自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度(TNFD等への対応に活用できるよう設計)や環境調査やモニタリング等において活用できる専門家の派遣、人材バンクの整備等を検討。

●自然共生サイトの例



●30by30アライアンス

- ・ 環境省、経団連、NGO等を発起人とし、30by30を進めるための有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」を2022年4月に発足
- ・ 企業、自治体、NPO法人等、計605者が参加(2023年11月8日現在)
- ・ 自らの所有地や所管地内OECM登録や保護地域の拡大等を目指す



●自然共生サイト認定証授与式(10/25)



15

論点(案)

① 「劣化した生態系の再生」への取り組み方

➡ 「劣化した生態系の再生」に関して、自然再生事業との関係性を含めて、どのように基本方針に盛り込むか

② 30by30・OECM(自然共生サイト)等との連携

➡ 30by30や自然共生サイト、ネイチャーポジティブ実現に向けた民間活動促進のための法制度など新たな施策との連携のあり方について

③ 国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新

- 生物多様性国家戦略2023-2030「ネイチャーポジティブ」、「一人一人の行動変容」、「NbS(人の健康等)」
- 現行の基本方針に記載されている法令・計画等(例:気候変動適応計画)に関する内容の更新等

➡ 既にほとんどの項目が、基本方針に記載されているが、特に内容を強化すべきことはあるか

(参考)国際的な潮流等に関する意見

■環境NGO等の団体からの意見(R5.11/1意見交換会)

●劣化した生態系について

- 数値的な部分も含めた目標を明記し、そこに各事業がどう貢献するか、したかを評価し、成果をフィードバックすることを、全般に係る方針として、明記してはどうか。
- 自然再生事業の取組箇所面積だけでなく、内容も評価してはどうか。

●コンセプトの部分について

- NbSやグリーンインフラ等を関連させる。社会課題や気候変動適応を含めて明記したほうが良い。
- 法定協議会に対しては、生物多様性地域戦略に貢献することで、結果的に国家戦略に貢献しているというストーリーで示してはどうか。

(参考)国際的な潮流等に関する意見

■環境NGO等の団体からの意見(R5.11/1意見交換会)

●企業について

- 自然共生サイトとの関連もあり、**企業が主体**になる法定協議会が出てくるかもしれない。課題として基本方針に記載してはどうか。
- 基本方針には、**企業等も含め主体は多様である**ことを記載し、具体的な内容については事例集やマニュアルで別途整理するとよい。
- 行政主体の法定協議会は、これから難しい時代を迎えると感じる。民間企業等の多様な主体が入り、そこに自治体も加わり、利害調整できる場を作るように強調してほしい。

●行政について

- 自治体の役割としては、生物多様性地域戦略や総合計画との整合をとることだけでなく、**企業版ふるさと納税やグリーンボンド、インパクト投資等の資金確保の面も担える。**
- 30by30目標の達成に向けて、民間の取組みは重要であるが、まずは、**行政が土地を取得することが重要である。**基本方針5「その他自然再生の推進に関する重要事項」の国や地方公共団体の役割に、**保全上重要な土地を取得することも位置づけて頂けると良い。**

2. 見直しに向けた検討事項

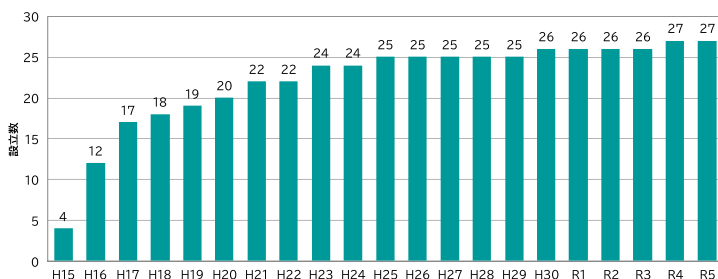
2-2. 自然再生事業の実施状況等を踏まえた対応

法定協議会の設立数など

- 現在の状況 法定協議会数:27、実施計画策定数:51
- 生物多様性国家戦略2023-2030において、自然再生の推進が項目として挙げられ、課題解決策の検討や普及啓発等の実施が明記されている。

●生物多様性国家戦略2023-2030

●法定協議会の設立数



1-2-35 自然再生の推進

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づき、NPOや地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生専門家会議委員による学術的観点からの助言や現地指導の実施及び自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施する。【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
自然再生推進法に基づく自然再生協議会設置箇所数	27か所 (2021年度)	30か所 (2025年度)
自然再生事業実施計画策定数	49計画 (2021年度)	54計画 (2025年度)

51計画
(2023年現在)

(出典)生物多様性国家戦略2023-2030

20

自然再生事業の実施状況等の把握

- 自然再生事業の実施状況等を把握するため、**法定協議会**、**法定外協議会**、**環境NGO等の団体**と意見交換を実施。
- 活動を継続するための課題も含め、様々な意見を聴取。
 - 法定協議会**(令和5年11月8日)*この他、アンケートも実施
 - 法定外協議会**(令和5年10月31日、11月2日)
 - 環境NGO等の団体**(令和5年11月1日)

法定協議会等の意見

◆実施状況等に関する意見

- 法定協議会が抱える課題
- 必要な支援等について
- 資金・人材不足について
- 小さな自然再生等について
- 法定協議会がこれから取り組んでみたいこと

◆基本方針に関する意見

22

2-2. 自然再生事業の実施状況等を踏まえた対応

法定協議会が抱える課題

R5法定協議会アンケート結果

(回答数:20協議会)

複数の協議会において、自然再生活動のほか、
環境教育、観光利用などの自然資源の活用に関する取組みが推進

一方で



課題

- ✓ 自然再生に関して十分な成果が得られていない
- ✓ 人材不足、資金不足、合意形成が困難

23

必要な支援等に関する意見

●自然資源の活用について

R5 法定協議会アンケート結果

(回答数:20協議会)

- ・ 自然再生に伴う農産物の**ブランド化の支援**を強化してほしい。
 - ・ 地域産業との連携した取組みについて、自然再生事業実施区域は特に河川法や文化財保護法など様々な規制法令が関わっていることが多く、民間企業の事業において資源活用する際にハードルが多い。そうした法令規制をうまく整理し、**公共の資源(場)を活用し、民間事業が稼げる仕組みづくり**をされている事例があれば教えてほしい。
 - ・ 利活用促進や持続可能な維持管理の参考となる工夫や取組み事例を紹介してほしい。等
- (R5.11/8意見交換会における意見)自然再生協議会の中でも、生き物の専門家だけではなく、そのようなニーズを持った人が自然を生かした商品作りや価値の創出をしたいときに相談できる有識者がいると、自然再生協議会の継続性に関わってくると考える。

●生態系保全について

- ・ **絶滅危惧種、イヌワシの生息環境を持続できるような対策、支援体制**を具体化してほしい。
- ・ 「全国・自然再生協議会」「全国・未来に残したい草原の里100選」「草原サミット・開催地」の草原地に対して、また、多様性ある草原づくり活動をしている団体への**バックアップ体制**ができないか。等

24

必要な支援等に関する意見

■法定外協議会からの意見(R5.10/31, 11/2意見交換会)

●市民・企業について

- ・ 市民も企業もほとんど関心がない。
- ・ **なぜボトムアップで行う必要があるのか等を多くの人が知る**ことになれば、市民や企業が自分たちの自然観の問題なんだということに初めて気づくのではないか。賛同者を集めるにも、説明ができずネックになっている。

●行政について

- ・ ひとつでも多くの団体に関わってもらいながら、インフルエンサーのような省があれば、そこから発信してもらおうなど、一番効率的な方法を探してもらいたい。
- ・ 活動しやすくなるためには、**広報が重要**と思う。自然再生推進法には3省が関係しているとのことだったが、ここに経済産業省が関わることはできないか。企業は、経済産業省の方針に注目した上で、会社の方針を決めることもあると思うため、他省庁も可能であれば関わる体制があれば、より多くの方に広報できるのではないかと思う。
- ・ ボトムアップで地域から自治体に希望が来た場合、できる限り参画するよう、環境省等が**積極的にアピール**をしていただけるとよい。

25

資金・人材不足に関する意見

■環境NGO等の団体からの意見(R5.11/1意見交換会)

●資金不足について

- ・クラウドファンディングは、マーケティングの要素が強いため、スタートアップには有効である。
- ・息長く運用するには、都道府県が出している助成金等を活用することが重要である。林業の助成金は、生物多様性の観点が入っていないことも多いため、自然再生との連携には弱い要素があるが、自然再生の目的と事業内容を組み込むことができれば、自然再生事業の一環として実施するチャンスが広がる。
- ・別のファンディングの仕組みを、国としても積極的に開拓する必要がある。自然再生では使われていないが、J-クレジット等の有効な資金調達方法を普及していくのが効果的ではないか。お金が動けば、有給職員ができて、担い手不足の解消にも繋がるように思う。
- ・自治体でゼロカーボン化が進んでおり、二酸化炭素の売買により利益が出ているところもある。自治体の事情や考え方は様々であるが、このような取組みとも連携するとよいと思う。
- ・自然共生サイトに、法定協議会は全て参加されるよう、ぜひ進められたら良い。特に、法定協議会にとっては、認定されることが大きなインセンティブになる。

●人材不足について

- ・活動するボランティアは世代交代ができておらず、自然保護をボランティアで維持するには限界がある。背景として、若い人の非正規雇用が増えていること、新規の退職雇用人口増えていること、退職の上限年齢があがっていること等の構造があり、ボランティア人口が減少している。
- ・一次産業や防災等、自治体が人や予算を回さざるを得ない必要な事業の一要素として、上手く重ねていくことも重要である。上手く組み合わせることができれば、自然保護や自然再生を単体で進めるよりも、より効果的にリソースをつき込める可能性が増える。他のニーズや事業と関連させ、資金や人手がまわる仕組みをどう作るかが重要と思う。
- ・自然再生は、人の再生でもあり、自然再生の先に何があるかを考える必要がある。自然環境を再生しても、経済活動をする担い手がおらず、技術も失われる。
- ・担い手に関する問題は、地域循環共生圏や伝統的な食文化等の項目に関連するが、再生する意味、利用する技術の継承について、もう少し強調してもよい。²⁶

小さな自然再生等に関する意見

■環境NGO等の団体からの意見(R5.11/1意見交換会)

- ・小さな自然再生に注目しなければ、自然再生地の数も面積も増えない。現行の基本方針の内容は良いが、事業開始前の科学的評価が重視されているなど現場が取り組むにはハードルが高い。取っ掛かりやすさを最重視し、敷居を下げ、全体を再設計したほうが良い。
- ・身近で小規模な自然が失われている現状への対応を検討する必要がある。例えば、自治会や学校の規模における自然再生事業を促進できるような仕組みを考慮するべき。ただし、小さな団体が増えるとマネジメントが必要になるため、国にリーダーシップをとってもらう必要がある。
- ・家庭や企業の敷地、校庭、園庭でのビオトープづくりも重要である。
- ・原生的な自然再生ができる場所のごく限られている。身近な自然再生についてももう少し強調してもよい。小さな試みを全体に広げていくことは、法定協議会のあり方かもしれないと感じるため、新たな法定協議会の形態として検討いただきたい。

■前回見直し時による専門家会議委員の指摘

- ・法定協議会にならないような小さな自然再生にもフォローが行き届くようすることはできないか。

法定協議会がこれから取り組んでみたいこと

・ネイチャーポジティブ経済の創出

R5 法定協議会アンケート結果

(回答数: 20協議会)

- ✓ 他団体の協力のもと、民間企業や行政との連携をいかに図るかを検討中
- ✓ 再生事業の実施エリアを含む周辺エリアを巻き込んだ取組み(実施地の水質改善を図るため、水系内の田畑における適正な農薬管理、農産物のブランド化等) 等

・気候変動対策

- ✓ 管理放棄された落葉広葉樹林の保全・再生を実施計画に基づいて継続
- ✓ 令和4年度にブルーカーボンワーキンググループを設置しブルーカーボンに係る調査研究等の開始/カーボンクレジット制度の導入検討 等

・ビジネスでの生物多様性・自然資本の主流化

- ✓ OECM認定・企業版ふるさと納税を通じた企業との連携/ネイチャーポジティブ/グリーンインフラ 等

・OECM(自然共生サイト)認定の検討、30by30アライアンスへの賛同

・農林水産業による自然再生の促進、地域資源の活用

・自然環境学習の強化

- ✓ 教育機関や民間企業に向けた環境学習の場や研究フィールド、専門的知識の提供/地域内外、子ども・大人など、対象毎の啓発の実施 等
- ✓ 生物多様性学習イベントやフォーラムの開催/小中高校の生物多様性に係る学習や取組みの表彰(継続的な学習の促進)/新学習指導要領に沿ったサング学習プログラムの実施/町内の小学校での「自然体験学校」行事 等

・小さな自然再生の推進

- ✓ OECM認定、農林水産業による自然再生の促進 等

28

基本方針への意見(法定協議会)

1/2

●分かりづらい点について

R5 法定協議会アンケート結果

(回答数: 20協議会)

- ・ **文字の多さ**に抵抗を感じる人がいるかもしれない
- ・ 「地域循環共生圏の構築の取組」、「SDGs達成に向けた取組」、「全国的、広域的な視点に基づく取組の推進」等、**取組みにどう取り入れたらよいか分からない** 等

●協議会メンバーへの普及にあたっての課題について

- ・ **認知度が低い、興味が不足している**
- ・ **要点を絞ることが難しい**
- ・ **維持管理について、他所での工夫や事例集などメンバーがイメージしやすい内容を加えて欲しい**
- ・ **全体構想や事業実施計画の作成のタイミングと、基本方針の見直しのタイミングがずれるため、すぐに反映させることが難しい**
- ・ **活動休止のため普及が図れない** 等

29

基本方針への意見(法定協議会)

R5法定協議会アンケート結果

(回答数:20協議会)

●内容の強化について

- 基本方針の内容について実際に取り組むにあたり、**参考となる事例や関連する法令等**について示してほしい。
- 基本方針の気候変動対策の取組について、具体的に自然再生の取組がどの程度カーボンニュートラルに寄与するのか、**具体的な評価手法**があれば教えてほしい。
- 自然再生につながる作業は継続しなければならないが、**地域での活動支援を具体化**してほしい(作業員の確保、作用費用の確保等)。等

●読みやすさについて

- **参考事例**があると、基本方針の読みやすさにもつながると考える。
- 前回の基本方針と比べて何が見直されたのかよくわかるよう、前回の基本方針との対照表が欲しい。
- 目次の構成を再考すべき。現基本方針は、盛り込み過ぎていて、**各主体が「自然再生」のイメージを共有することが困難**である。等

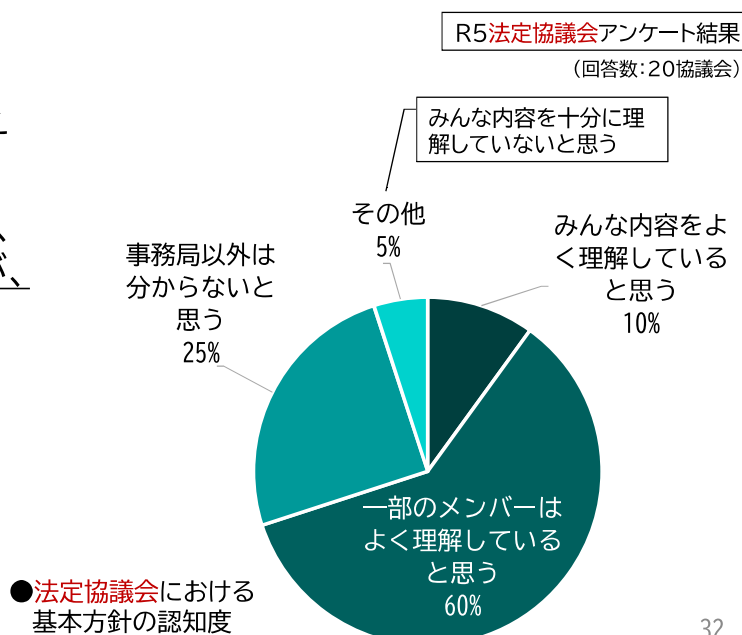
基本方針への意見(NGO等)

■環境NGO等の団体からの意見(R5.11/1意見交換会)

- 基本方針に対して分かりづらいという意見があるが、**基本方針としてはあまり分かりやすさを求めず、きちんとしたものを作り、分かりやすくするためには、別途パンフレットやマニュアル、解説付きの事例集のようなツールの作成やウェブサイト等を用いて普及啓発するとよい。**
- **具体的な推進や手続き方法、今後可能性のある取組みやアイデア等**は、マニュアルやウェブサイトに取りまとめる。
- 多くの制度が乱立しているが、少なくとも**自然共生サイトに係る仕組みや自然再生推進法、生物多様性地域連携促進法、エコツーリズム推進法**については整理する必要があると考える。

(参考)基本方針の認知度

- 基本方針を参考にする**法定協議会**内においても、十分な認知度があるとは言えない。
- **法定外協議会**との意見交換会において、「自然再生推進法は聞いたことがあるが、法定協議会を設立し自然再生を進めるといった具体的なことは知らなかった」との意見があった。



論点(案)

④ 自然再生事業等の実施に係る課題等を踏まえた対応

- ➡ 意見交換やアンケートを通じて把握した自然再生事業等の実施に係る法定協議会等の意見を踏まえ、どのようなことを基本方針に盛り込むべきか

⑤ 「小さな自然再生」への取り組み方

- 「小さな自然再生」について、現在の基本方針では、「5(2)ケ 小さな自然再生の推進」に記載されている
- ➡ 「自然共生サイト」等が今後推進されていくことも踏まえ、基本方針に記載の「小さな自然再生」に関して、どのような内容としていくべきか

本会議にてご意見頂きたいこと

論点(案)

①「劣化した生態系の再生」への取り組み方

- 劣化した生態系の再生に関して、自然再生事業との関係性を含めて、どのように基本方針に盛り込むか

②30by30・OECM(自然共生サイト)等との連携

- 30by30や自然共生サイト、ネイチャーポジティブ実現に向けた民間活動促進のための法制度など新たな施策との連携のあり方について

③国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新

- 既にほとんどの項目が、基本方針に記載されているが、特に内容を強化すべきことはあるか

④自然再生事業等の実施に係る課題等を踏まえた対応

- 自然再生事業等の実施に係る法定協議会等の意見を踏まえ、どのようなことを基本方針に盛り込むべきか

⑤「小さな自然再生」への取り組み方

- 「自然共生サイト」等が今後推進されていくことも踏まえ、基本方針に記載の「小さな自然再生」に関して、どのような内容としていくべきか